

工 事 仕 様 書

工事名称 三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（舞台機構設備工事）

工事場所 三原市円一町二丁目

工事内容 本工事は、三原リージョンプラザの長寿命化改修に伴い、舞台機構設備の改修工事を行う。

【工事概要】

舞台機構設備改修工事

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書（各 令和7年版 国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。

別途発注工事

- ・三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（建築主体工事）
- ・三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（電気設備工事）
- ・三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（空調換気設備工事）
- ・三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（給排水衛生設備工事）

支払条件等 前払金及び中間前金払・部分払等の支払について、令和8年度は契約金額の10分の4以内の額とする。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

別途工事の設計図書について、取り合いなどの整合を確認すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。

商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和9年8月30日をもって工期とする。

このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項

- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事に必要とされる事は工事範囲とする。
- ・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。
- ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・本工事は「発注者指定型」による週休2日適用工事等の対象工事であり、実施にあたっては「三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）」に基づき実施するものとする。
- ・工事着手前までに「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
- ・「週休2日適用工事」または「週休2日交代制適用工事」である旨を工事現場に設置すること。
- ・月単位の週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
- ・当該施設の営業及び運営等への支障を最小限にするため、工事工程及び作業手順等は最大限の配慮をすること。
- ・当該施工箇所の日休期間は、令和9年4月1日から同年7月31日（4ヶ月）を予定しており、その期間内に集中的にすべての工事を行うものとする。居ながら工事を行う場合は、事前に施設管理者及び監督員へ説明を行い、承諾を得ること。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・生成AIを積極的に活用して工事を進めること。提出書類については、必ず生成AIによるチェックを行った上で提出すること。
- ・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
- ・定例会の資料は、電子データとすること。
- ・受注者は各定例会の前日までに必要な資料を所定の場所に提出すること。
- ・工事の詳細については、事前に施設管理者へ説明を行い、承諾を得ること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実にすること。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・工事車両は、場内を5k m/h以下で徐行すること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、必要な対策を施すこと。また、現場巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・設備機器の固定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」の基準に基づいて検討し、監督員と

協議の上、施工すること。

- ・ 工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・ 施工にあたり、既設天井及び壁面等を加工する必要がある場合は、監督員と協議の上、石綿含有建材の調査を実施すること。
- ・ 石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・ 工事着手前までに石綿含有建材の事前調査結果を書面にまとめて発注者に対し説明を行い、労働基準監督署及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課に報告すること。
- ・ その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・ 作業員に対して、新規入場者教育時に石綿含有建材の位置を確認させること。
- ・ 石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル(最新版)に基づくこと。
- ・ 工程計画、取り合い工事及び工事用車両の出入り等については、当該別途契約の工事関係者と互いに協力し合い、相互の工事を考慮した上で十分調整し、工事の円滑な施工に務めること。
- ・ 品質について、社内検査員(当該工事に従事していない者)を定め、設計図書に基づき社内検査を実施し、書類等の記録に残すこと。
- ・ 本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。
- ・ 熱中症対策として、従業員及び作業員が必要に応じて水分を補給できるよう作業所に給水設備を設置すること。
- ・ 広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
- ・ 工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。
- ・ 書面での提出が必要なもの（完成図書、建退共の掛金収納書、試験結果、保証書等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
- ・ 工事完了後、完成図として製本図面（二つ折り・A2版）を1部、及び縮小図面（二つ折り・A4版）を4部提出すること。
- ・ 以下の設計図面は、A1判をA3判に縮小している。（縮小率約50.0%）

<p>三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（舞台機構設備工事）設計図</p> <p>仕様書</p> <p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 三原市円一町二丁目</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (m²)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>三原リージョンプラザ</td> <td>RC造</td> <td>3階建(地下1階 塔屋 階)</td> <td>13,132.88</td> <td>16項イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 延べ面積は建築基準法による表記)</p> <p>3. 工事種目 ホール ・舞台機構設備工事 一式 (吊物機構、諸幕、二次側電気を含む。)</p> <p>II. 工事仕様</p> <p>1 共通仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(最新版) (以下「標準仕様書」という) による。 ・ 適用範囲 本特記仕様書は、設計図及び標準仕様書に記載のない事項を記載するものである。各工事項目において、他の工事との関連ある事項は、各々該当記載事項を参照する。 ・ 疑義 本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答をもって確かめおくものとする。設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上、当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い、請負金額の範囲内において施工するものとする。 ・ 優先順位 本工事の設計図書等の優先順位は下記による。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 質疑応答書 2. 特記仕様書 3. 設計図 4. 公共建築工事標準仕様書 最新版 5. 公共規格及びこれに準ずる規格 <p>2 適用基準等 指定のない引用基準は、下記及び関連する政令・告示ならびに、これらに引用する基準類による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、消防法、電波法 ・ 労働安全衛生法、電気用品安全法 ・ 電気設備工事標準図 (国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修) ・ 公共建築工事標準仕様書 (国土交通省 大臣官房官庁営繕部監修) ・ 建築設備耐震設計・施工指針 (日本建築センター) ・ 懸垂物安全指針・同解説 (日本建築センター) ・ JATEI-M-6030-3 吊物機構安全指針・同解説 ・ JATEI-M-5040-1 床機構安全指針・同解説 (劇場演出空間技術協会) ・ 日本産業規格 (JIS) <p>3 特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般共通事項、舞台機構設備 特記仕様書による。 2) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。 3) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。 		建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	備考	三原リージョンプラザ	RC造	3階建(地下1階 塔屋 階)	13,132.88	16項イ													
建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	備考																				
三原リージョンプラザ	RC造	3階建(地下1階 塔屋 階)	13,132.88	16項イ																					

項目	特記事項
2 機材の品質・性能証明	設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は、外部機関((社) 公共建築協会他) が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、JIS (日本産業規格) に該当するものであることを示す表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、資料の提出を省略することができる。
③ 現場代理人	工事期間中は現場代理人をおくこと 常駐期間については監督員と協議のこと 代理人は専門技術の知識・経験を有すること
④ 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する
5 監督員事務所	費用は請負者の負担とする。 ○設けない ・ 設ける
⑥ 工事用仮設備	すべて請負者の負担とする。 構内につくることが ○できる ・ できない
⑦ 足場、さん橋類	・ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置とする。 ・ 改修工事の場合は、改修標準仕様書第1編2. 1. 2によるほか下記による。 ・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (※手すり先行足場 ・ 種)
⑧ 工事写真完成図等	営繕工事電子納品要領(最新版) によるほか、監督職員の指示による。 ・ 既存完成図 (CADデータ) の修正を行う。
⑨ 発生材の処理	1) 引渡しを要するもの ・ 有 () 2) 引渡しを要するもの以外 ・ 横外搬出し、搬出及びその処理費は別途とする。 3) 特別管理産業廃棄物 ・ 有 (PCB使用機器) P O B使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引渡す。 4) 再利用又は再資源化を図るもの ・ 有 () ○工事仕様書による。
10 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」により、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。なお設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。 1) 設計用水平地震力 設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。

設計用水平地震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設(甲類・乙類)		○ 一般の施設(乙類)	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階の天井以上	2.0 (2.0) <2.0>	1.5 (2.0) <1.5>	1.5 (2.0) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>
1階天井～上層階の床	1.5 (1.5) <1.5>	1.0 (1.5) <1.0>	1.0 (1.5) <1.0>	0.6 (1.0) <0.6>
1階の床以下	1.0 (1.0) <1.5>	0.6 (1.0) <1.0>	0.6 (1.0) <1.0>	0.4 (0.6) <0.6>

(注) < > 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
() 内の数値は水槽類に適用する。

重要機器
・ 吊物機構電動機 ・ 床機構装置 ・ 制御、操作盤類
上層階の定義は次による。
6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。

2) 設計用鉛直地震力
設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

① 配線工事関連
・ 制御盤の二次側以降の配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。
・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ 1.2mm 以上の被覆鉄線を挿入する。

② 金属製電線管の塗装
下記の露出配管は塗装を行う。
・ 屋外 ○屋内 (立ち下げ配管のみ塗装を行う)

③ 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

④ 養生その他
工事を施工するに当たり既設建物及び既設設備が損傷・汚損の恐れがある場合は、養生し十分注意し施工すること。万一損傷・汚損した場合は、速やかに適切な処置をとると共に、監督職員に報告し指示がある場合はこれに従うこと。なお、これに要する費用は請負者の負担とする。
舞台面については、工事部外者が立ち入ることの出来ないように安全柵または注意表示を行うこと。

⑤ 設備の確認
工事施工者は工事着手に当たり事前に現場調査を行うこと。設計図書とのくい違い及び工事範囲内に記載されていない内容については、着手前にその内容について監督職員と協議を行うこと。各設計図に記載する既設寸法等については、参考寸法であるため施工前に現場実測を行い、監督職員と協議の上寸法等を決定すること。

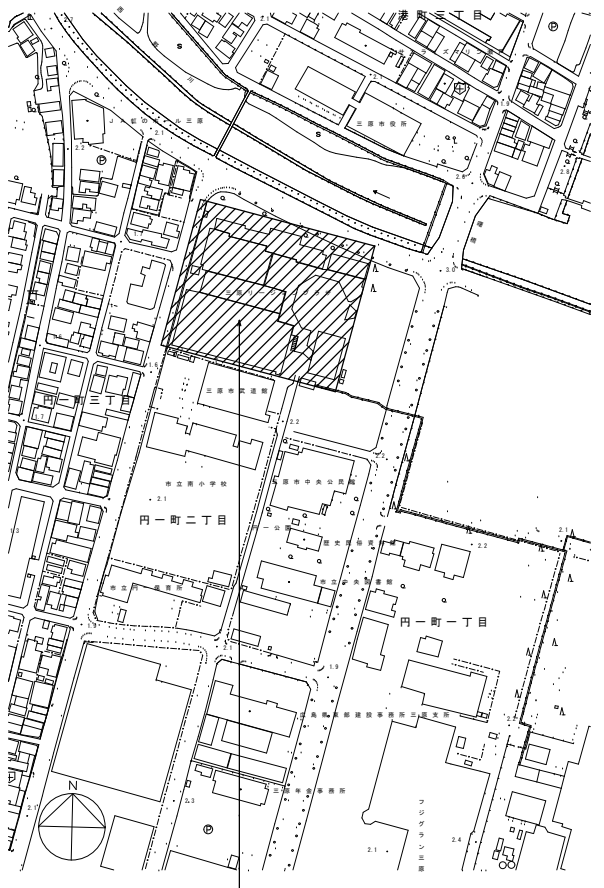
⑥ 瑕疵担保
工事目的物引渡し後1年以内に瑕疵がある場合は、請負者の負担にて速やかに補修するものとする。

⑦ 溶接作業等
現場において火花を発生する作業がある場合は、監督職員に報告すること。
作業は周辺の養生を行い、安全を確認した上で行うこと。

⑧ 試運転
工事完成に先立ち試運転を行う。

項目	特記事項
(2) 舞台機構設備工事特記仕様	○機器の性能は図面に記載ない場合は以下による。
1. 電動機	機種の用途、荷重、昇降(移動)速度、起動停止制御、速度、制御、周囲環境等に適した形式、容量のものを選定する。 起動・停止制御等は図面により、特記なき電動機は3相交流誘導電動機の直入始動とする。
2. 減速機	荷重、減速比、使用時の回転数、効率、逆転効率等の適したものを選定する。
3. ブレーキ	ブレーキは動作中の装置を適切な減速状態で制動する制動力と、静止状態を保つために要する制動力の 1. 5倍以上の制動力を備える。ブレーキの保持はスプリングによるなど、動力を必要としない方式とし、電動機の起動停止と連携動作する。
4. 巻取ドラム	巻取ドラムの直径(ピッチ径)は使用するワイヤーロープのロープ径の30倍以上とし、巻き取るワイヤーロープに適した清加工をする。巻取ドラムの巻満と巻き取るワイヤーロープとのなす角度は4度以下とする。
5. トラクションシーブ	表面は使用するワイヤーロープに適した形状とし、直径は使用するワイヤーロープの公称径またはロープ径の30倍以上とする。
6. 機械台	十分な強度の部材を組合せた上に、電動機・減速機・巻取ドラム等の駆動機器を精密に組立て複数のボルト、又はアンカボルトにて固定する。
7. 滑車類	用途・荷重に適したものをボルト、又はクリップ金物により堅固に据え付ける。 滑車のワイヤ溝とワイヤーロープとのなす角度(フリートアングル)は、2度以下とする。ワイヤ溝は使用するワイヤーロープに適した加工をし、その直径(ピッチ径)は使用するワイヤーロープのロープ径の2.5倍以上とする。但し、ワイヤー受け車等の荷重の支持を目的としないもの、及び安全上支障のない用途の滑車ではこの限りではない。
8. バトン(吊物用パイプ)	用途・荷重に応じてバトン形式・サイズを選定する。バトンには名称及び許容積載質量を表示する。
9. ワイヤロープ	ワイヤーロープはJISマーク表示品、またはこれと同等の製品とする。 バトンその他の吊物機構機器等をワイヤーロープにより昇降または吊り下げる場合は、原則として2本以上のワイヤーロープを使用する。ワイヤーロープに加わる荷重は、定格積載の吊物機構静止時において、JIS破断荷重の1/10以下とする。ワイヤーロープとバトン、カウンターウェイトその他の吊物機構機器等との接続は適切な取付金物等を用い、ワイヤーロープの端末はソケット止め・クリップ止め・くさび止め・シンプル付スプライン止め・特殊ロック止め等の方法により端部を一本ごとに緊結する。
10. 引綱ロープ(手動用引綱)	引綱ロープに加わる荷重は定格積載の吊物機構静止時において、そのロープの引張強さの1/10以下とする。
11. ロープロック(綱止め装置)	引綱ロープを容易に確実に固定でき、ロープに加わる最大の荷重を安全に固定出来るよう堅固に据え付ける。
12. カーテンレール	用途、荷重に応じた形式・材質のレールを使用し、走行騒音が少なく幕の開閉が円滑に行える構造とする。
13. 伝達軸	所要トルク・回転数に応じた材料・寸法のを機械加工し、適切な継手を用い継手近くで軸受けで固定する。振れ止め防止かつ必要な場合、軸の中間で軸受けにて固定する。防護カバーを設けない場合は、注意表示のための黄色塗装等を行う。
14. リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	リミットスイッチは停止位置・減速開始位置・インターロックのための位置確認等の位置情報を、制御回路に入力するの適切なスイッチとする。使用条件に応じプランジャ形・ローラレバー形等のリミットスイッチを、カム・けり金具及びフレーム本体等で動作させる。ファイナルスイッチは装置が許容される動作範囲の限度を超えた場合に備え、リミットスイッチの外側にファイナルスイッチを設ける。ファイナルスイッチが動作した場合は、制御回路又は装置の電源を遮断し強制停止させる。ファイナルスイッチ動作後、安全に停止得る許容動作範囲を設ける。
15. 制御盤	各装置の使用目的に応じた配線用遮断器・電磁接触器・補助継電器・端子台等を取付板に組立てる。制御盤(操作部)の操作に対応して、舞台機構を適切に起動停止し、速度等を制御する。
16. 操作盤	適切に操作できる場所に設置し、操作に必要な総ての押釦・表示灯等を組み込み、配列・意匠・塗装色等は監督職員の承諾を受ける。
17. 幕地	幕地は現品を提出し、監督員の承諾を受ける。幕地は防火性能を有する材料を用いるか適切な防火加工を施し、防火マークを各幕裾(裏面)に貼り付け、防火処理票を提出する。各幕上部には、吊り下げに必要な紐を、約300mmピッチに取付ける。但し、張込みスクリーン等ではハット加工による地、特殊な吊り込みを要する幕地では、用途に適した吊り込みとする。 幕地の吊り込みにあたっては、ひだ、しわ、布目(織目)に留意して、吊り込みひもに荷重が集中しないように吊り込む。

項目	特記事項						
(1) 一般共通事項 ① 機材等	<p>1) 本工事に使用する設備機材等は、設計図書を含む。)に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2) 化学物質を発生する建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びビスフェンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤はフル酸ジエーノープテル及びフル酸ジエーエテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エテルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エテルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの発散量」は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの発散量</th> <th>該当する建築材料</th> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td>JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>JIS及びJASのF☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 IBJISのE0規格品</td> </tr> </table>	ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料	規制対象外	JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	第三種	JIS及びJASのF☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 IBJISのE0規格品
ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料						
規制対象外	JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用						
第三種	JIS及びJASのF☆☆規格品 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 IBJISのE0規格品						



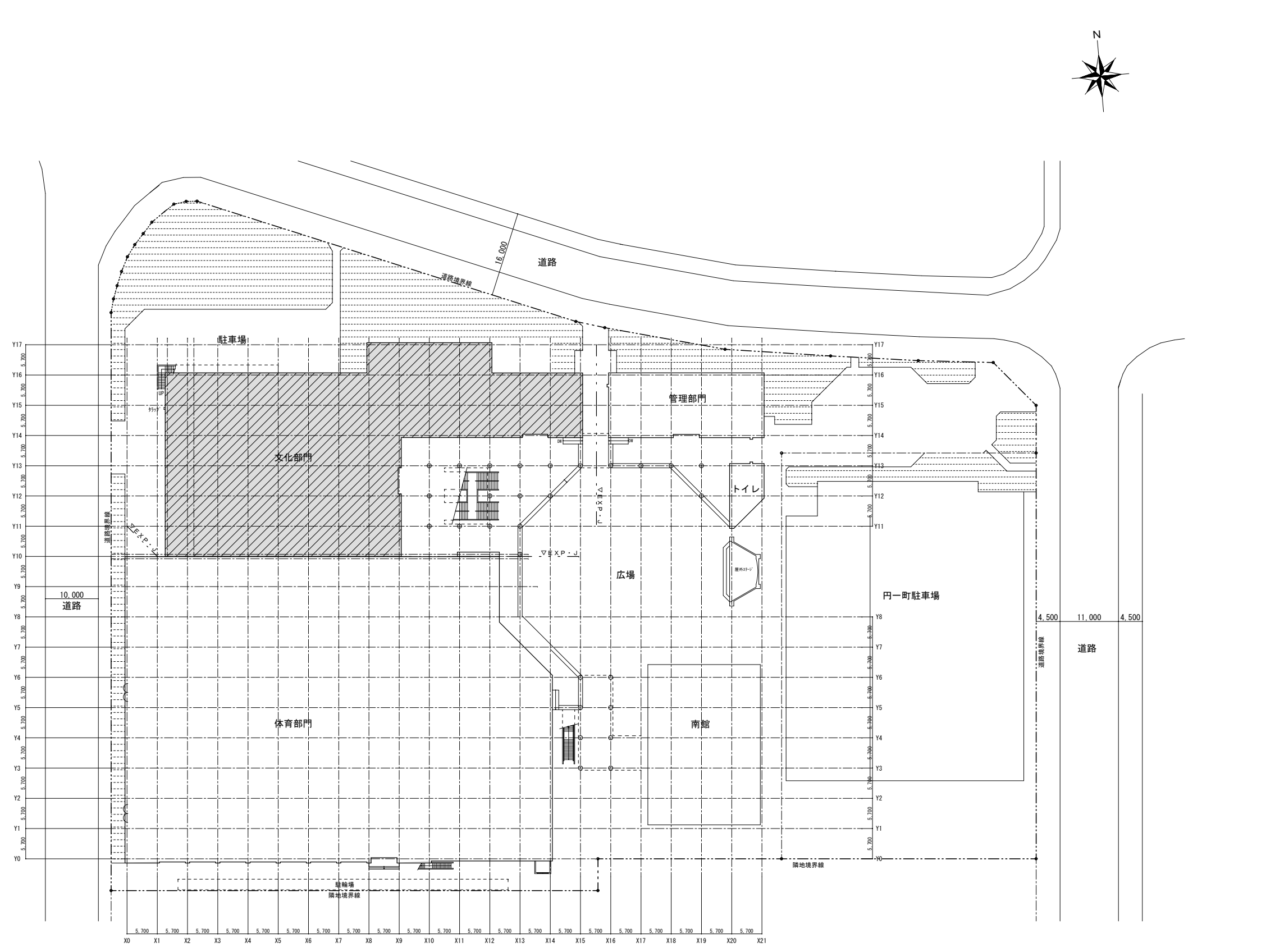
工事場所
三原市円一町二丁目
三原リージョンプラザ

工事概要

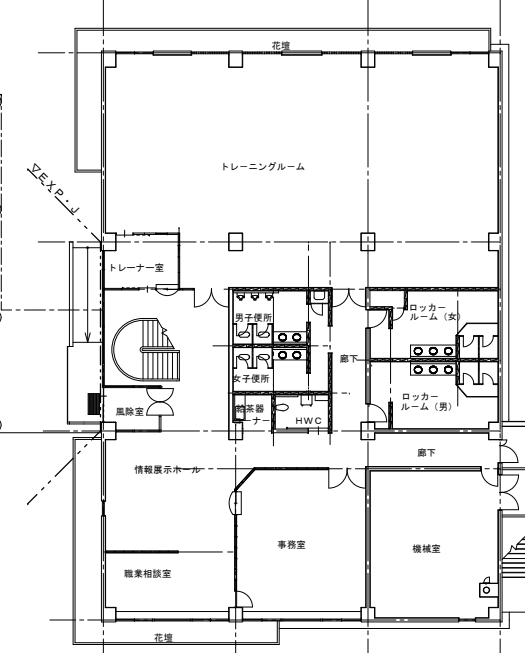
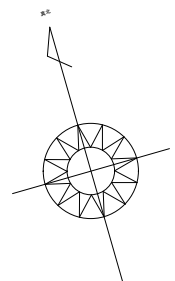
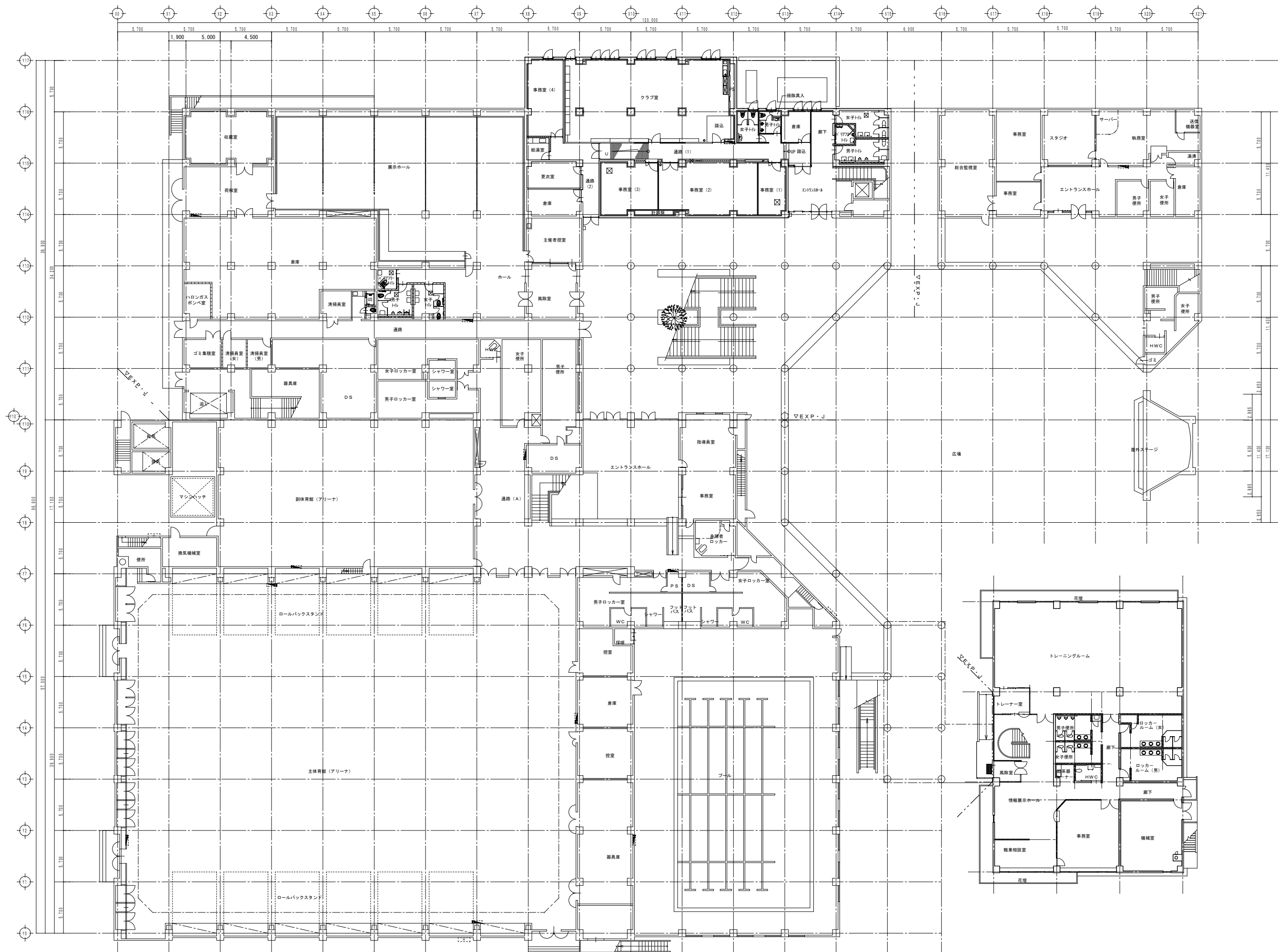
工事名称	三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（舞台機構設備工事）
工事場所	三原市円一町二丁目
規模構造	地下1階地上3階 RC・SRC造、一部鉄骨造
建物用途	文化・体育館複合施設
用途地域	商業地域
防火指定	指定なし
建ぺい率	90%
容積率	400%
敷地面積	13,048.50㎡
建築面積	8,562.17㎡
延床面積	13,132.88㎡

<文化部門>

2階 舞台機構設備改修

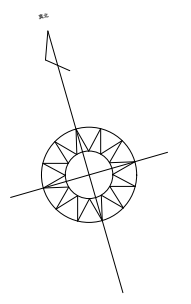
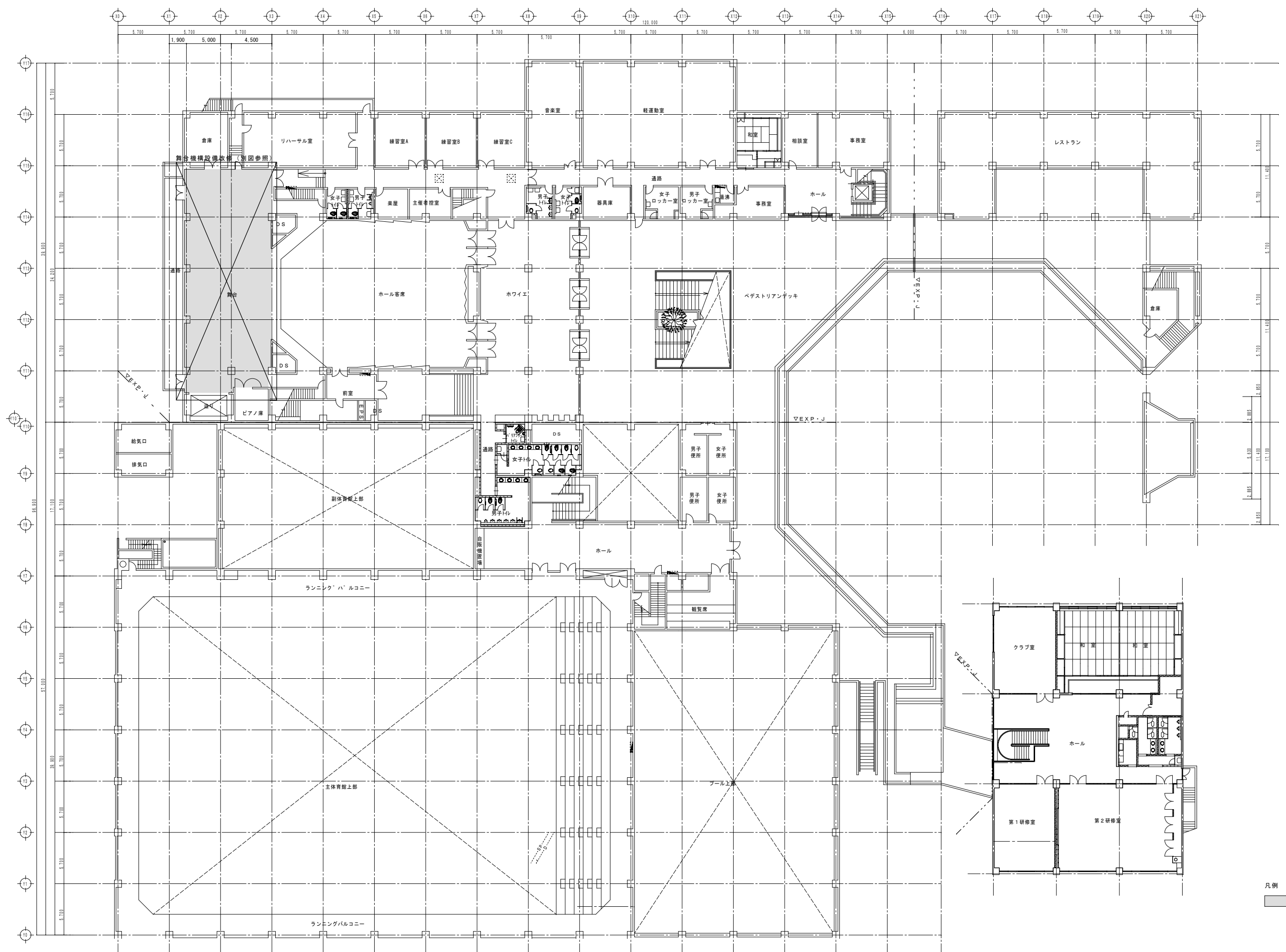


凡例
 工事対象建物を示す。



株式会社 近代設計コンサルタント
 一級建築士 登録第27978号
 広島市中区国泰寺町1-8-30 (SHビル)
 TEL 082-243-5555 (代表) 小瀬 宏 治

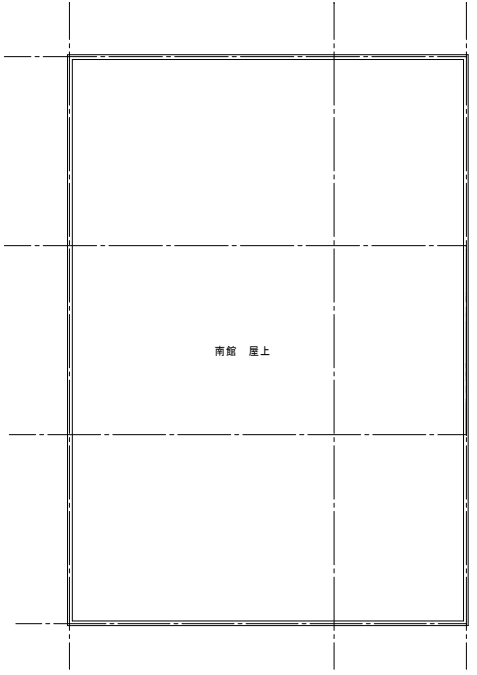
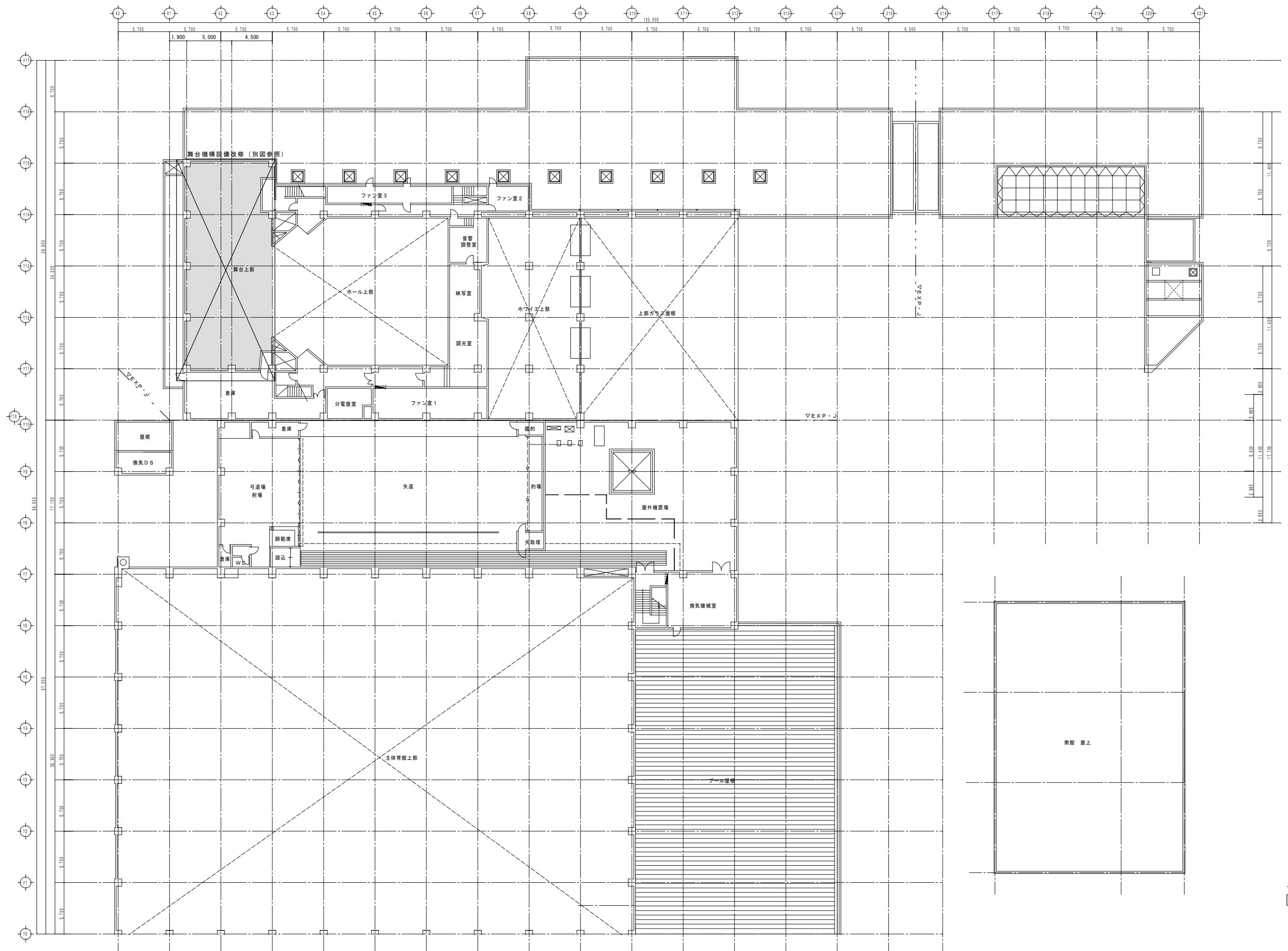
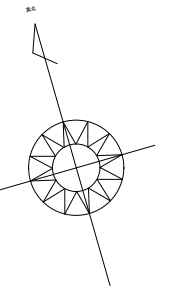
年月日	登録番号	工事名	図面番号
		三原リージョンプラザ長寿命化改修工事(3期工事)(舞台機構設備工事)	S
照査	設計	担当	図面名
			1階平面図
SCALE			図面縮小
A1-1/200			A3-50%縮小



凡例
 改修部分を示す。

株式会社 近代設計コンサルタント
 広島市中区国泰寺町1-8-30 (SHビル) 一級建築士 登録第277978号
 TEL 082-243-5555 (代表) 小瀬 宏 治

年月日	整理番号	工事名	図面番号
		三原リージョンプラザ長寿命化改修工事(3期工事)(舞台機構設備工事)	S
照査	設計担当	図面名	SCALE
		2階平面図	A1-1/200
			A3-50%縮小



凡例
 改修部分を示す。

株式会社 近代設計コンサルタント
 広島市中区国泰寺町1-8-30 (SHビル) 一級建築士 登録第277978号
 TEL 082-243-5555 (代表) 小瀬 宏 治

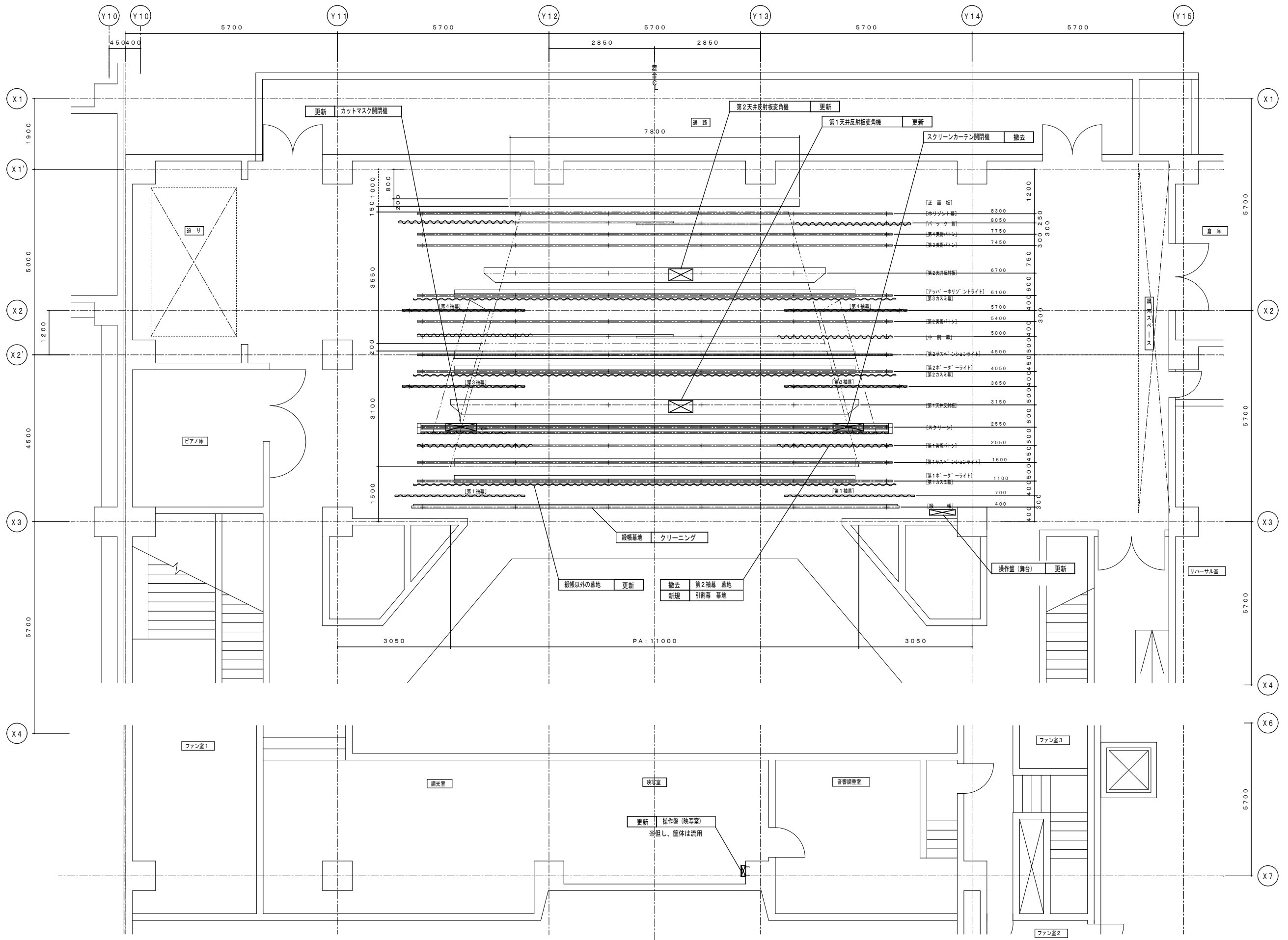
年月日	整理番号	工事名	図面番号
		三原リージョンプラザ長寿命化改修工事 (3期工事) (舞台機構設備工事)	S
照査	設計担当	図面名	SCALE
		3階平面図	A1-1/200
			A3-50%縮小

舞台機構設備改修リスト											改 修 内 容																	
NO	名 称	方 式		設置数	電 動 機 (kW)	速 度 (m/min)	吊 バ イ ブ	ステージレール	ワイヤー径 (mm)	吊 数	滑 車	備 考	マシ	ギヤオイル	Vベルト	親元滑車 分岐滑車	ワイヤ ロープ	ウエイト 付床滑車	ロープ ストップ 付床滑車	マニラ ロープ	開閉レール	パト ン パイ プ	吊り金具	リミット スイッチ	ファイナル スイッチ	制御部品	備 考	
		改修前	改修後																									
1	緞 帳	電 動 昇 降・トラクション式		1 式	2. 2	30	φ60. 5x13, 200 φ42. 7x13, 000x2		8	6	φ230		△	○	○	○	○	△	—	—	—	—	△	○	○	○	—	
2	第1カスミ幕	ボーダーに共吊		1 式			φ25. 4x13, 200						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	○	—	—	—	
3	第1ボーダーライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 000		6	6	φ240	第1カスミ幕 併設	—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
4	第1サスペンションライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式	電 動 昇 降・ワイヤ巻取式	1 式	2. 2	12	φ42. 7x13, 000		6	6	φ240		◎	—	—	○	○	△	×	×	—	△	○	◎	◎	—		
5	第1美術パトン	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 000		4	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
6	スクリーンカーテン	電 動 開 閉・ワイヤ巻取式		1 式	0. 4	20		L=12, 400					×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	—	×	—	—	駆動部・カーテン 撤去	
7	カットマスク	電 動 開 閉・ワイヤ巻取式		1 式	0. 2	20		L=12, 400					△	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—		
8	スクリーン	電 動 昇 降・トラクション式		1 式	2. 2	3			6	6	φ230		△	○	○	○	○	△	—	—	—	—	○	○	○	—		
9	第1天井反射板(昇降)	電 動 昇 降・トラクション式		1 式	2. 2	3			10	4	φ270		△	○	○	○	○	△	—	—	—	—	○	○	○	—		
9	第1天井反射板(変角)	電 動 変 角・ワイヤ巻取式		1 式	0. 4	6							△	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—		
10	第2カスミ幕	ボーダーに共吊		1 式			φ25. 4x13, 200		6				—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	○	—	—	—		
11	第2ボーダーライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 000		6	6	φ240	第2カスミ幕 併設	—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
12	第2サスペンションライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式	電 動 昇 降・ワイヤ巻取式	1 式	2. 2	12	φ42. 7x13, 000		6	6	φ240		◎	—	—	○	○	△	×	×	—	△	○	◎	◎	—		
13	中 割 幕	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ31. 8x7, 000x2	L=7, 000x2	6	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	○	△	○	—	—	—		
13		手動ロープ引開閉式		1 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
14	第2美術パトン	手 動 昇 降・カウンターウエイト式	電 動 昇 降・トラクション式	1 式	1. 5	12	φ42. 7x13, 000		4	6	φ240		◎	—	—	○	○	△	×	×	—	△	○	◎	◎	—		
15	第3カスミ幕	アッパー・水平に共吊		1 式			φ25. 4x13, 200		6				—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	○	—	—	—		
16	アッパー・水平ソライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式	電 動 昇 降・ワイヤ巻取式	1 式	2. 2	12	φ42. 7x13, 000		6	6	φ240	第3カスミ幕 併設	◎	—	—	○	○	△	×	×	—	△	○	◎	◎	—		
17	第2天井反射板(昇降)	電 動 昇 降・トラクション式		1 式	2. 2	3			10	4	φ270		△	○	○	○	○	△	—	—	—	—	○	○	○	—		
17	第2天井反射板(変角)	電 動 変 角・ワイヤ巻取式		1 式	0. 4	6							△	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—		
18	第3美術パトン	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 000		4	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
19	第4美術パトン	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 000		4	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
20	バ ッ ク 幕	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ31. 8x7, 500x2	L=7, 500x2	6	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	○	△	○	—	—	—		
20		手動ロープ引開閉式		1 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
21	水平ソライト	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ42. 7x13, 400 φ34x13, 300		4	6	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	—	△	○	—	—	—		
22	第 1 袖 幕	固定吊・手動ロープ引開閉式		1 式			φ31. 8x3, 500x2	L=3, 500x2	4	2x2			—	—	—	—	○	—	—	—	○	△	○	—	—	—		
23	第 2 袖 幕	固定吊・手動ロープ引開閉式		1 式				L=7, 000x2				第1美術パトン 共吊	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	引割幕に変更	
24	第 3 袖 幕	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ31. 8x3, 700x2	L=3, 300x2	4	2x2	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	○	△	○	—	—	—		
24		手動ロープ引開閉式		1 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
25	第 4 袖 幕	手 動 昇 降・カウンターウエイト式		1 式			φ31. 8x3, 700x2	L=3, 300x2	4	2x2	φ240		—	—	—	○	○	△	○	○	○	△	○	—	—	—		
25		手動ロープ引開閉式		1 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
26	側面反射板	手動組立・手動移動・折畳み式		4 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
27	操作盤(舞台)	露出、壁掛形		1 面									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
28	操作盤(映写室)	露出、壁掛形		1 面									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	筐体は流用	
29	制 御 盤	自 立 形		1 面									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
30	正面反射板	固 定 式		1 式									—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

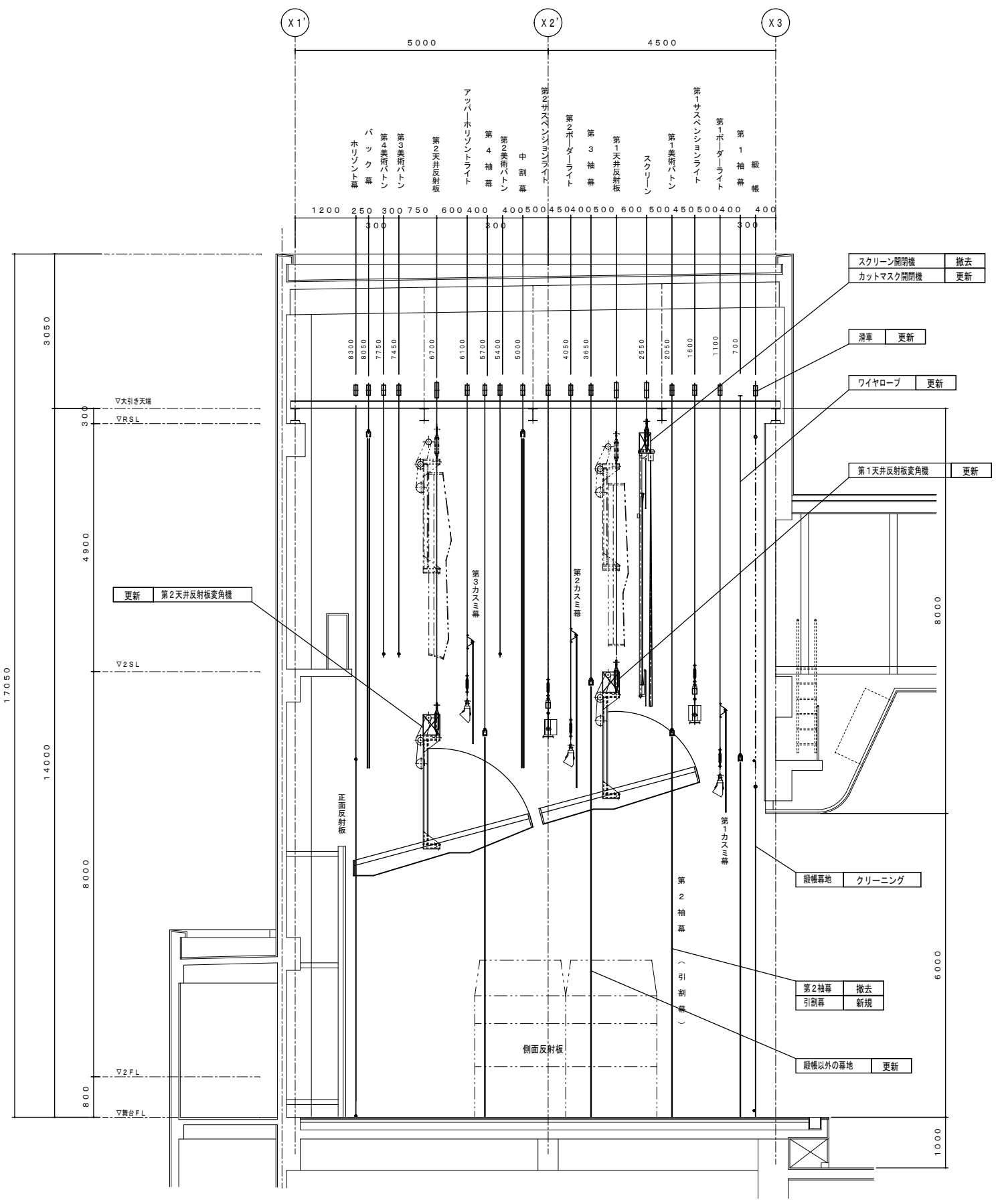
舞台幕略仕様

NO	名 称	数 量	仕 様	ヒ ダ	寸 法		備 考	改 修 内 容
					W	H		
1	緞 帳	1 張		ナシ	13. 000	6. 500		△ ※クリーニング
2	第1カスミ幕	1 枚	貫八 別珍	2倍	13. 000	2. 000		○
6	スクリーンカーテン	2 枚	サ テ ン	2倍	6. 500	5. 000		×
7	カットマスク	2 枚	貫八 別珍	2倍	4. 000	4. 800		○
8	スクリーン	1 枚	サンライト	なし	9. 000	4. 000		○
10	第2カスミ幕	1 枚	貫八 別珍	2倍	13. 000	3. 000		○
13	中 割 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	7. 000	6. 500		○
15	第3カスミ幕	1 枚	貫八 別珍	2倍	13. 000	2. 000		○
20	バ ッ ク 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	7. 500	6. 500		○
21	水平ソライト	1 枚	11号帆布	ナシ	13. 200	7. 000		○
22	第 1 袖 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	3. 500	7. 000		○
23	第 2 袖 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	3. 000	7. 500		×
23	引 割 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	7. 000	7. 500		◎
24	第 3 袖 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	3. 300	6. 500		○
25	第 4 袖 幕	2 枚	貫八 別珍	2倍	3. 300	6. 500		○

【改修記号】	
◎	新規
○	同等品に更新
△	既設流用
×	撤去
—	該当なし



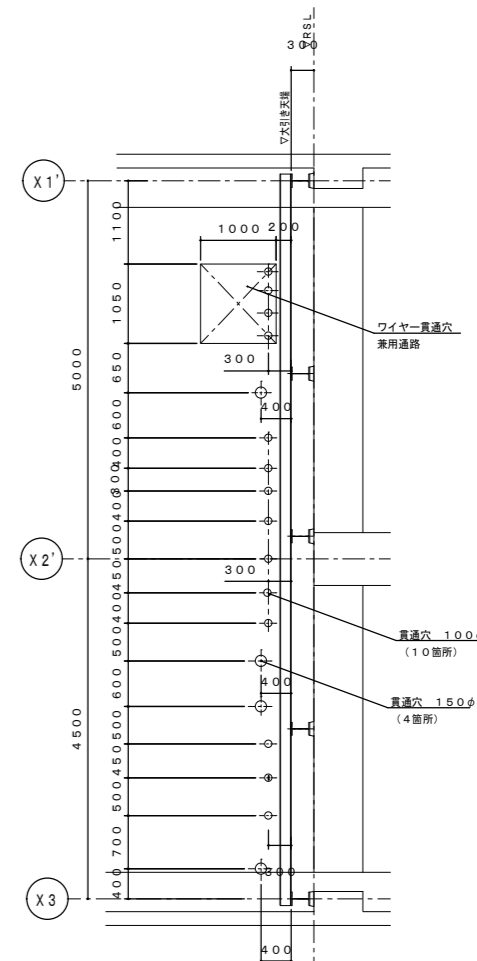
吊物装置 平面図 S=1/50



吊物装置 断面図 S=1/50

既設部材表

No.	部 材
A	[-100×50×5]
B	[-150×75×9]
C	不明
D	C-75×45×15×1.6 P=150 (スノコ材)
O	不明 (吊り材)



ワイヤー貫通穴部詳細図 S=1/50

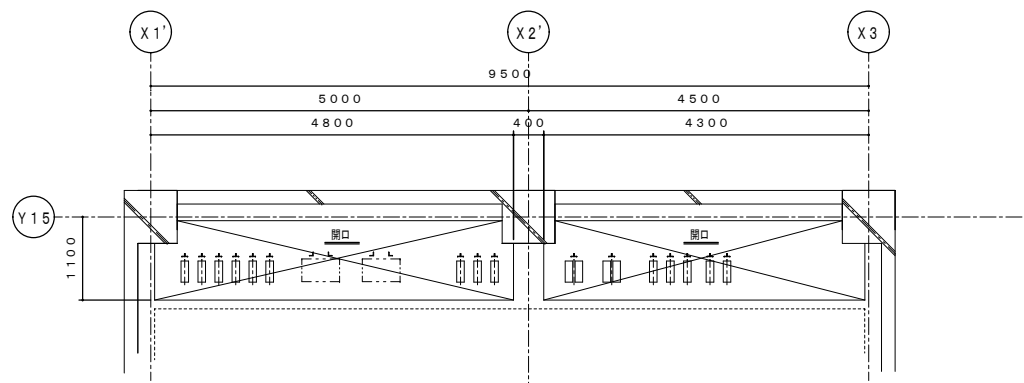
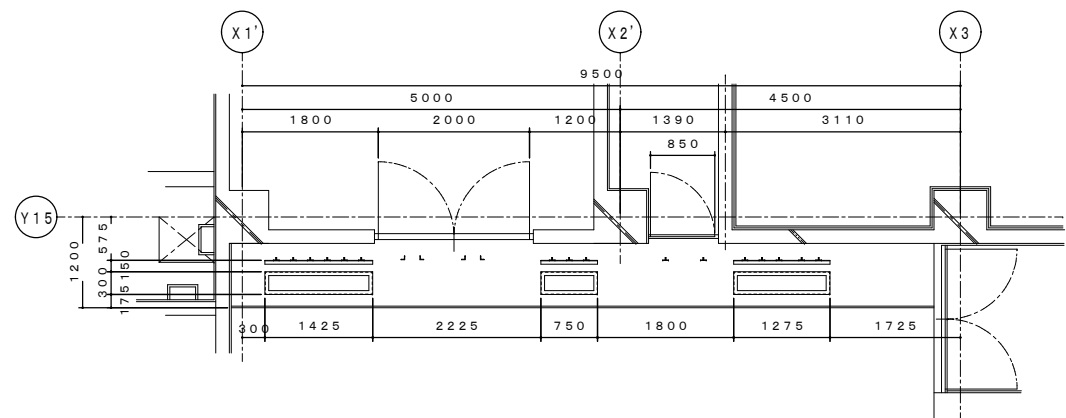
吊物装置 ブドウ棚機器配置図 S=1/50

電動機リスト

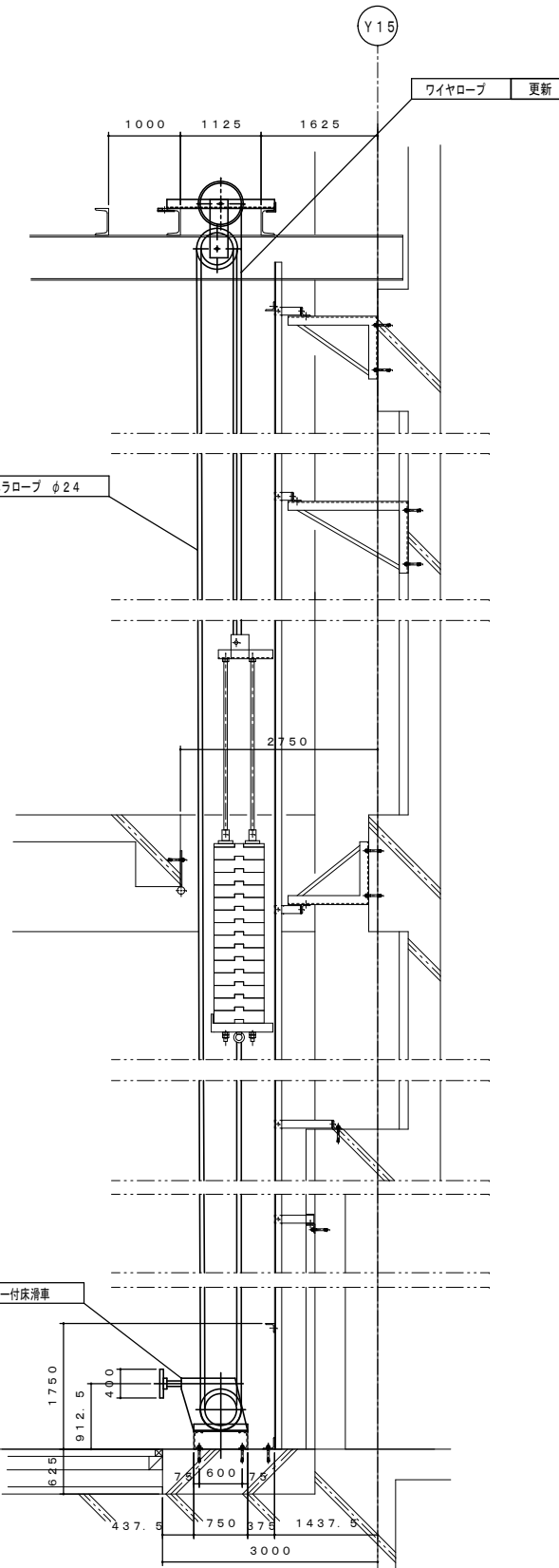
記号	吊物名	設置場所	容量	更新項目															
				減速機	モーター	ブレーキ	電源ユニット	巻取りドラム	ピニオンギヤ	駆動シープ	Vプーリ	Vベルト	チェーンホイール	ピロー形ユニット	本体	リミットスイッチ	ファイナルスイッチ	備考	
M 1	緩 機	ブドウ棚上	2.2 kW	△	△	○	○	—	—	△	△	○	—	△	△	○	○		
M 2	第1サスペンションライト	ブドウ棚上	2.2 kW	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	◎		
M 3	スクリーン	ブドウ棚上	2.2 kW	△	△	○	○	—	△	△	△	○	—	△	△	○	○		
M 4	スクリーンカットマスク	舞台上	0.2 kW	△	△	—	—	△	—	—	△	○	—	△	○	—			
M 5	第1天井反射板 (昇降)	ブドウ棚上	2.2 kW	△	△	○	○	—	△	△	△	○	—	△	△	○	○		
M 6	第1天井反射板 (変角)	舞台上	0.4 kW	△	△	—	—	—	—	—	△	○	△	—	△	○	○		
M 7	第2サスペンションライト	ブドウ棚上	2.2 kW	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	◎		
M 8	第2美術パトン	ブドウ棚上	1.5 kW	◎	◎	◎	—	—	—	◎	—	—	—	◎	◎	◎	◎		
M 9	アッパーホリゾントライト	ブドウ棚上	2.2 kW	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	◎		
M 10	第2天井反射板 (昇降)	ブドウ棚上	2.2 kW	△	△	○	○	—	△	△	△	○	—	△	△	○	○		
M 11	第2天井反射板 (変角)	舞台上	0.4 kW	△	△	—	—	—	—	—	△	○	△	—	△	○	○		

【改修記号】

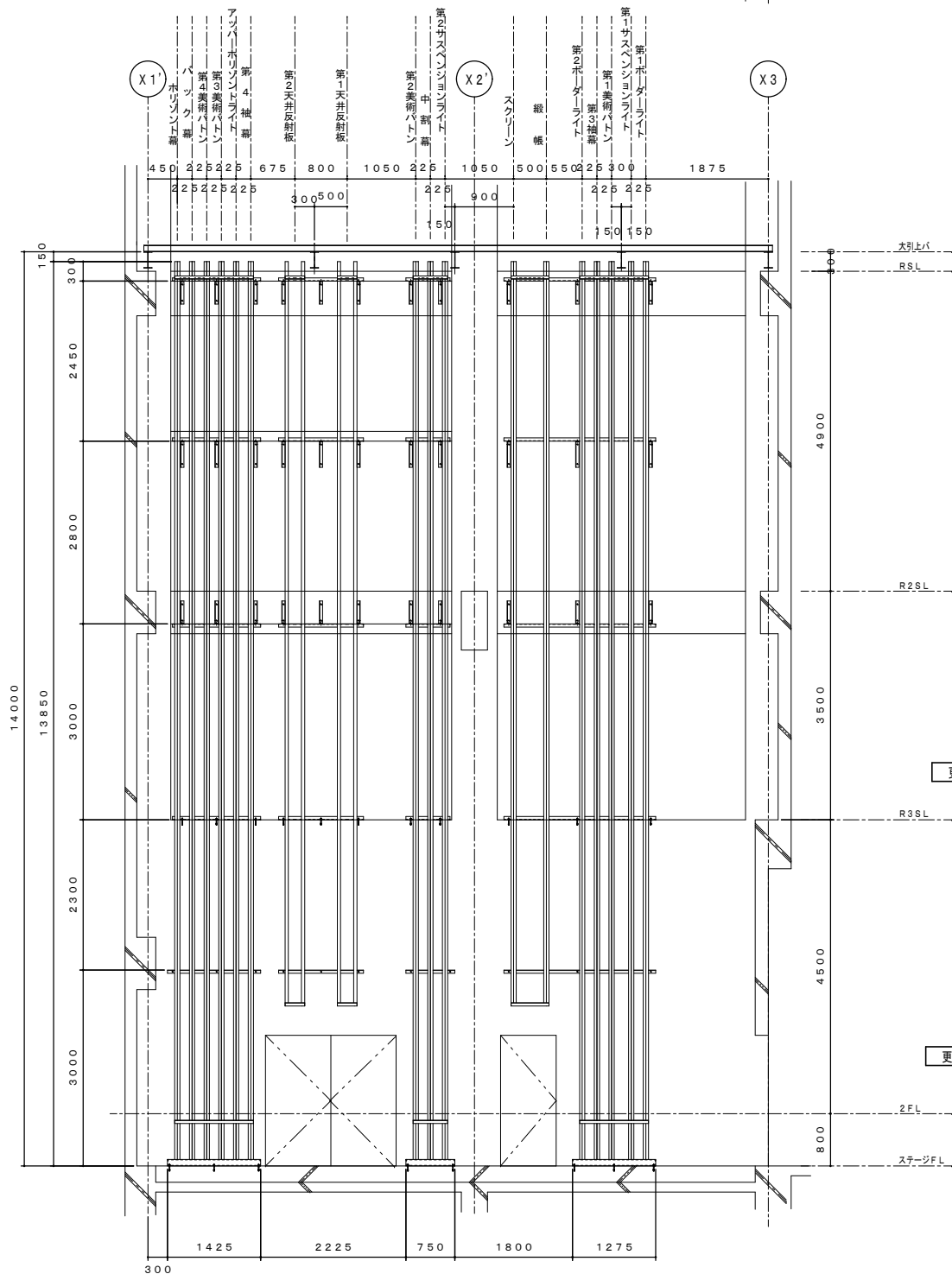
◎	新規
○	同等品に更新
△	既設流用
×	撤去
—	該当なし



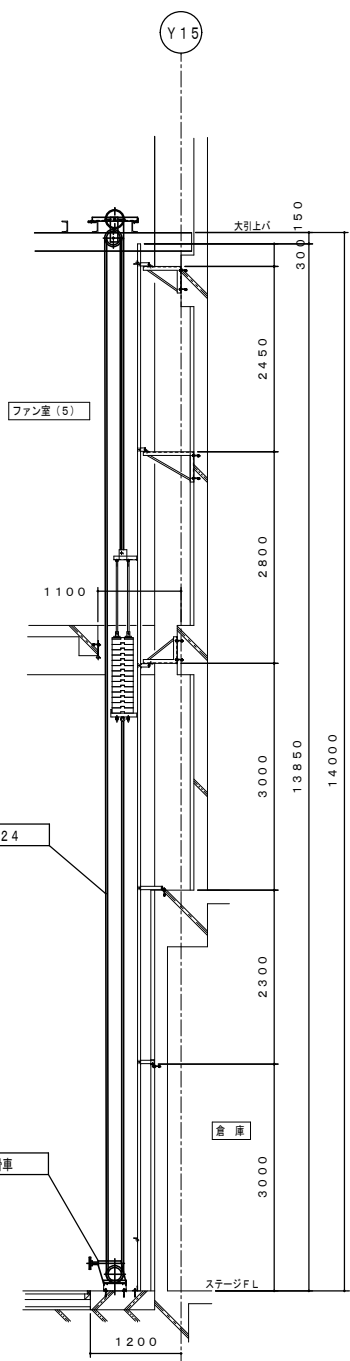
ファン室 (5) 床部ウエイト通過穴詳細 S=1/50



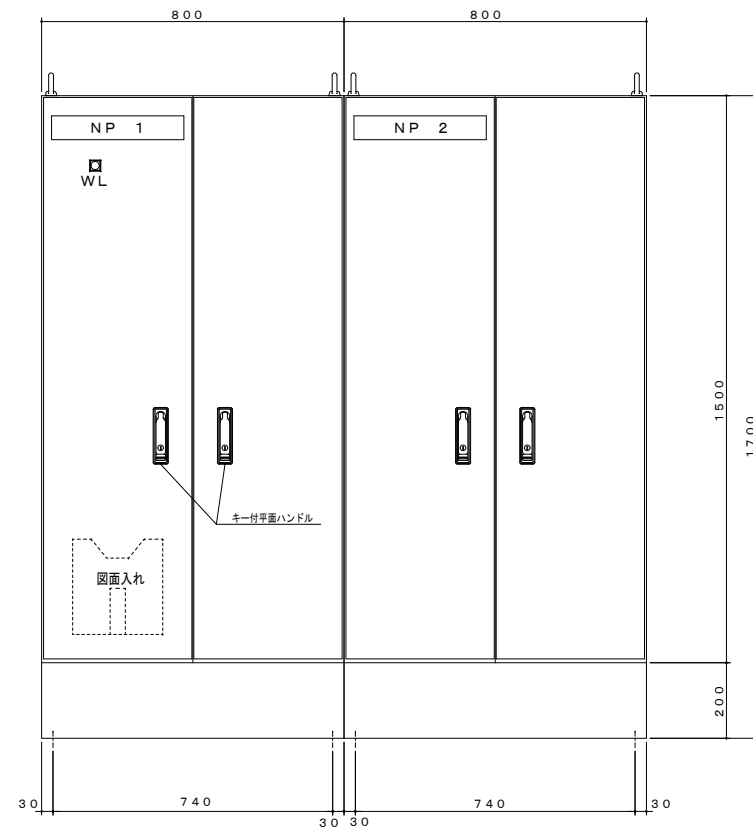
ガイドレール側面詳細図 S=1/20



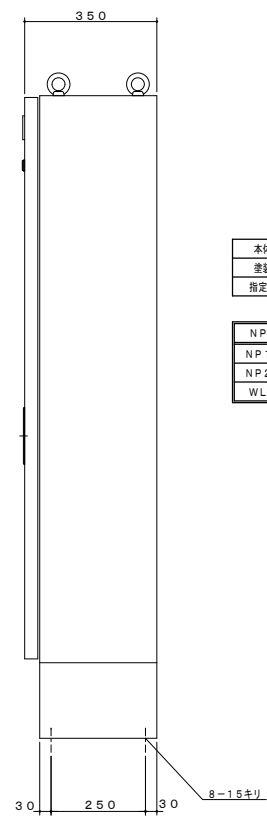
吊物装置 ガイドレール正面図 S=1/50



吊物装置 ガイドレール側面図 S=1/50

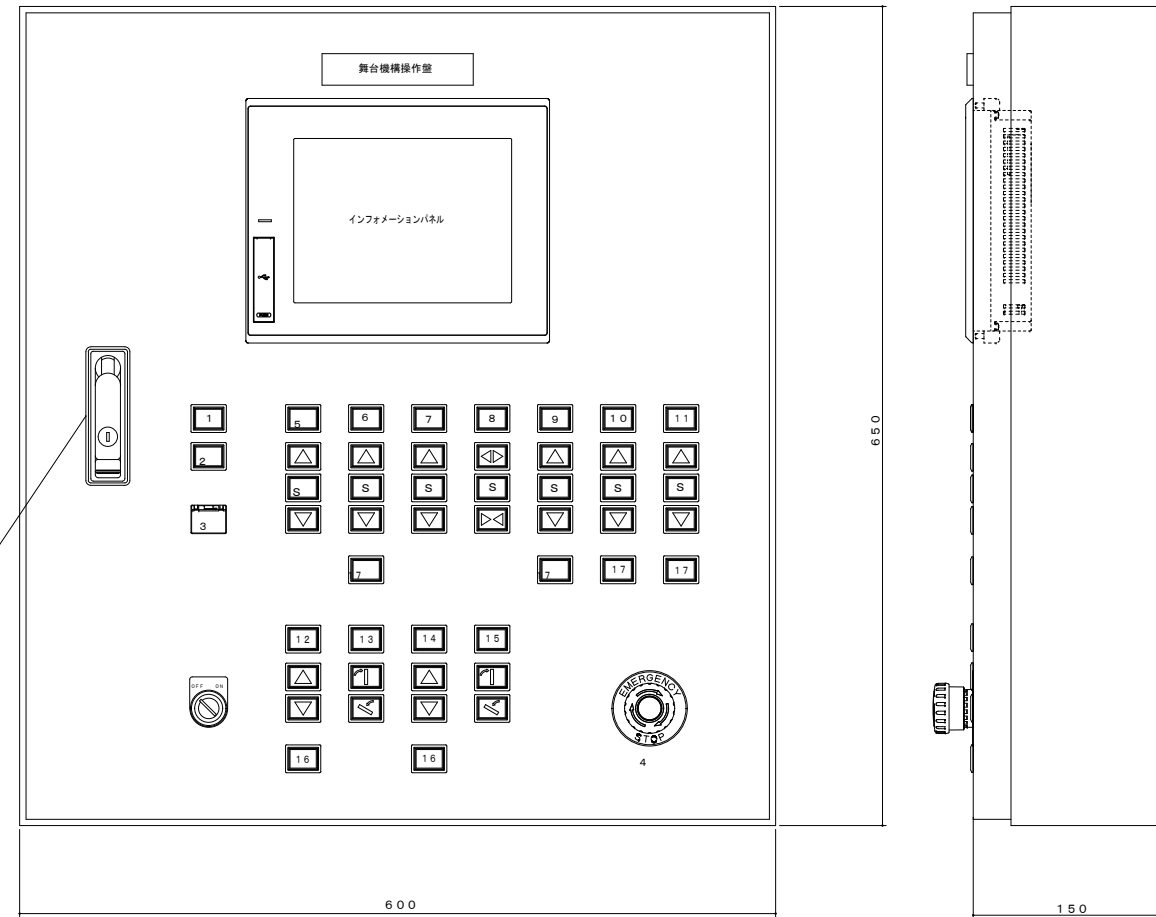


吊物制御盤姿図 S=1/10



本体	SPC鋼板 t2.3 以上
塗装	メラミン積付塗装
指定色	マンセル2.5 Y9/1 (準艶)

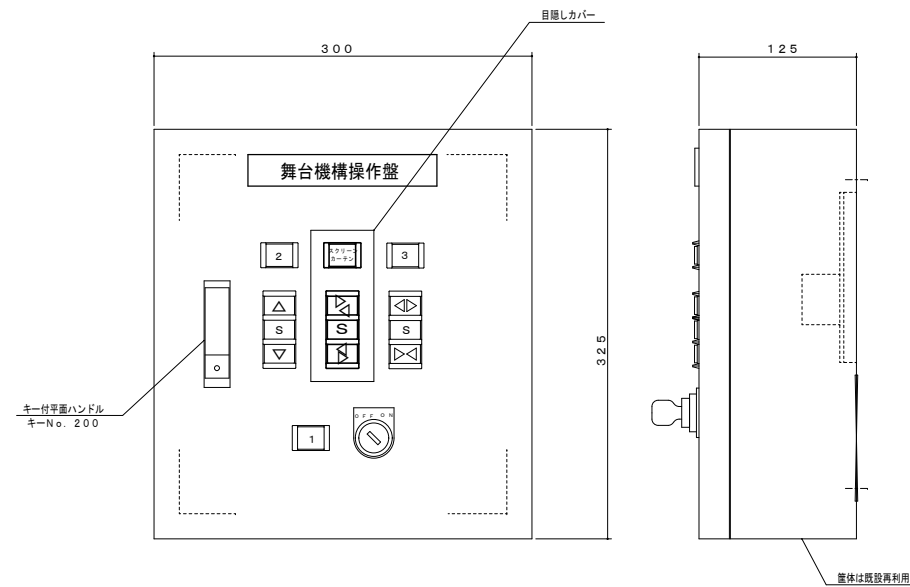
NP	記入文字
NP 1	舞台吊物制御盤 1
NP 2	舞台吊物制御盤 2
WL	受電



吊物舞台袖操作盤 S=1/3

本体	SPC鋼板 t2.3 以上
塗装	メラミン積付塗装
指定色	マンセル2.5 Y9/1 (準艶)

NP	記入文字
1	主幹
2	ON
3	FUL
4	EMERGENCY STOP
5	扇機
6	第1サス
7	スクリーン
8	カットマスク
9	第2サス
10	第2ボタン
11	ホリライト
12	第1天反
13	第1天反角度
14	第2天反
15	第2天反角度
16	セット / 保守
17	メモリー



吊物映写室操作盤 S=1/3

本体	SPC鋼板 t2.3 以上
塗装	メラミン積付塗装
指定色	マンセル2.5 Y9/1 (準艶)

NP	記入文字
1	電源
2	扇機
3	カットマスク

参 考 数 量 書

工 事 名 称

三原リージョンプラザ長寿命化改修工事（3期工事）（舞台機構設備工事）

[工事概要]

三原市円一町二丁目

用途,構造,面積

工 事 範 囲

舞台機構設備工事

別 途 発 注 工 事

建築主体工事・電気設備工事・空調換気設備工事・給排水衛生設備工事

工 期

契約締結日の翌日から 令和 9年8月30日までを工期とする.

一 般 事 項

《工事予算内訳》

設計金額 ￥

(税込み)

〈内 訳〉

区 分

金 額

摘 要

工 事 価 格

消 費 税 額

設 計 金 額

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
舞台機構設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

舞台機構設備工事 細目別内訳

舞台機構設備工事		舞台吊物機構設備		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
緞帳	マシン部品 (ブレーキ、電源ユニット、ギアオイル、Vベルト) 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第1カスミ幕	吊り金具	1	式			
第1ポーターライト	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マンロープ	1	式			
第1サスペンションライト	電動昇降・ワイヤ巻取式2.2kw 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第1美術バトン	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マンロープ	1	式			
カットマスク	マシン部品 (ギアオイル、Vベルト) 開閉レール リミットスイッチ	1	式			
スクリーン	マシン部品 (ブレーキ、電源ユニット、ギアオイル、Vベルト) 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第1天井反射板 (昇降)	マシン部品 (ブレーキ、電源ユニット、ギアオイル、Vベルト) 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第1天井反射板 (変角)	マシン部品 (ギアオイル、Vベルト) ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			

舞台機構設備工事 細目別内訳

舞台機構設備工事		舞台吊物機構設備		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
第2カスミ幕	吊り金具	1	式			
第2ポーターライト	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ	1	式			
第2サスペンションライト	電動昇降・ワイヤ巻取式2.2kw 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
中割幕	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ 開閉レール	1	式			
第2美術バトン	電動昇降・トラクション式1.5kw 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第3カスミ幕	吊り金具	1	式			
アップホリゾンライト	電動昇降・ワイヤ巻取式2.2kw 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第2天井反射板 (昇降)	マシン部品 (ブレーキ、電源ユニット、ギアオイル、Vベルト) 親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			
第2天井反射板 (変角)	マシン部品 (ギアオイル、Vベルト) ワイヤロープ、吊り金具 リミットスイッチ、ファイナルスイッチ	1	式			

舞台機構設備工事 細目別内訳

舞台機構設備工事		舞台吊物機構設備		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
第3美術ハトン	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ	1	式			
第4美術ハトン	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ	1	式			
バック幕	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ 開閉レール	1	式			
ホリゾン幕	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ	1	式			
第1袖幕	ワイヤロープ、吊り金具 開閉レール	1	式			
引割幕	ワイヤロープ、吊り金具 開閉レール	1	式			
第3袖幕	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ 開閉レール	1	式			
第4袖幕	親元滑車、分岐滑車 ワイヤロープ、吊り金具 床車 マニフロープ 開閉レール	1	式			
操作盤（舞台）		1	式			

舞台機構設備工事 細目別内訳

舞台機構設備工事		舞台幕機構設備		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
緞帳	クリーニング、再防炎加工 糸紐、裏地、パイプ袋取替	1	式			
第1カスミ幕	貫八別珍、2倍ヒタ W13,000×H2,000	1	枚			
カットマスク	貫八別珍、2倍ヒタ W4,000×H4,800	2	枚			
スクリーン	サンライト、ヒタなし W9,000×H4,000	1	枚			
第2カスミ幕	貫八別珍、2倍ヒタ W13,000×H3,000	1	枚			
中割幕	貫八別珍、2倍ヒタ W7,000×H6,500	2	枚			
第3カスミ幕	貫八別珍、2倍ヒタ W13,000×H2,000	1	枚			
バック幕	貫八別珍、2倍ヒタ W7,500×H6,500	2	枚			
ホリゾン幕	11号帆布、ヒタなし W13,200×H7,000	1	枚			
第1袖幕	貫八別珍、2倍ヒタ W3,500×H7,000	2	枚			
引割幕	貫八別珍、2倍ヒタ W7,000×H7,500	2	枚			
第3袖幕	貫八別珍、2倍ヒタ W3,300×H6,500	2	枚			
第4袖幕	貫八別珍、2倍ヒタ W3,300×H6,500	2	枚			
据付費		1	式			
運搬費	材料・資材運搬費	1	式			

